

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第13号

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程施行細則の一部を改正する細則

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程施行細則（2024年5月8日細則第1号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>第1条 (略) (指導監督者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 法人本部長及び内部監査室長並びに学長、学部長、研究科長、<u>図書情報センター長及びいちかんダイバーシティ看護開発センター長</u>の職にある者</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条 (略) (調査方法)</p> <p>第4条 規程第6条第2項の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント委員会が行う調査は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(2) 事情聴取</p> <p>第5条～第12条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p>	<p><u>図書館長及びいちかん看護開発センター長</u></p> <p><u>研究インテグリティ・マネジメント委員会</u></p> <p><u>附 則</u> この細則は、2025年4月1日から施行する。</p>
<p>_____</p>	
<p>様式第1号 (第3条関係) (略)</p>	
<p>様式第2号 (第5条関係)</p>	<p>様式第2号 (第5条関係)</p>

(改正前)

(改正後)

第 号 年 月 日	
様	
公立大学法人神戸市看護大学 理事長	
利益相反に関する是正措置等決定通知書	
下記申告に対して、公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント委員会の審議の結果に基づき、理事長及び学長の協議の結果、下記のとおり決定したので通知します。	
記	
(1)申告者に係わる利益相反の概要	
(2)是正措置等の内容	
(3)その他	当該是正措置等を講じ、利益相反の回避又は改善を行い、その実施状況を理事長に報告すること。
(注意)	
・本決定に対し、不服があるときは、規程11条に基づく不服申立てができます。	
・不服申立ては、決定があったことを知った日の翌日から起算して1週間以内に行わなければなりません。	

第 号 年 月 日	
様	
公立大学法人神戸市看護大学 理事長	
利益相反に関する是正措置等決定通知書	
下記申告に対して、公立大学法人神戸市看護大学研究インテグリティ・マネジメント委員会の審議の結果に基づき、理事長及び学長の協議の結果、下記のとおり決定したので通知します。	
記	
(1)申告者に係わる利益相反の概要	
(2)是正措置等の内容	
(3)その他	当該是正措置等を講じ、利益相反の回避又は改善を行い、その実施状況を理事長に報告すること。
(注意)	
・本決定に対し、不服があるときは、規程11条に基づく不服申立てができます。	
・不服申立ては、決定があったことを知った日の翌日から起算して1週間以内に行わなければなりません。	

様式第3号(第6条関係)

(略)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

(略)

様式第6号(第9条関係)

(略)

様式第7号(第10条関係)

(略)

様式第8号(第11条関係)

(略)